

地方分権改革推進本部の設置及び 義務付け・枠付けの第4次見直しについて

本日、安倍内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が内閣に設置された。政権発足2ヶ月余で、総理を本部長とする推進体制を整えられたことは、地方分権改革に政府一丸となって取り組む姿勢を明確にされたものであり、歓迎するものである。

また、本部会合で「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が決定された。今回の第4次見直しは、昨年7月に地方から提案して以降、政権交代があったにもかかわらず、とりまとめられた。新藤地方分権改革担当大臣のリーダーシップをはじめ、関係者の努力に敬意を表するものである。

今後は、法改正を必要とされた項目については、廃案となった第3次一括法案と併せ、今国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していただくことを強く望むものである。

また、法改正によらず事務改善を行うとされた項目については、各府省において速やかに実行に移すことを強く求める。

義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じた行政サービスの実現にとどまらず、意欲ある地方・民間の力が引き出されることにより、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生にもつながるものである。

農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなど、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、これまで十分に実行に移されていない項目をはじめ、地域経済の再生・地域活性化につながる見直しを進めることが必要である。

政府においても、地方分権改革推進本部と新藤大臣の下に設置される有識者会議を最大限活用し、年央に決定する「骨太方針」において地方分権改革の方向性を明確化するなど、さらなる取組を強く期待する。

地方としても、地域の創意工夫を発揮し、地方分権改革を進めていく決意である。

平成25年3月8日

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 佐賀県知事 古川 康